

# 本市における標準化の目的・基本方針

標準化の目的と本市が目指す姿		
標準化の目的	標準化対応完了時点で目指す姿	標準化後に期待される効果
コスト削減・ベンダロックインの解消	保守・運用コストを削減できるシステム構成と保守体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>制度改正対応や横浜DX戦略の取組みに<b>迅速かつ低コストで対応可能</b></li> </ul>
行政サービス・住民の利便性の向上	今後データ活用やオンライン化対応するための標準化された基盤	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>手続のワンストップ化・ワンズオンリー化の更なる普及・拡大</b></li> <li>他都市の先進事例を本市の行政サービスの向上に活用</li> <li><b>高度なデータ分析、政策検討・立案が可能</b></li> </ul>
行政運営の効率化	標準仕様に合わせることで、現在の事務処理が見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガバメントクラウドへのリフトにより、<b>システムの共同運用等が効率化</b></li> <li>データの標準化により、<b>デジタル技術を活用した業務見直し（BPR）活動が加速</b></li> </ul>

本市の基本方針	
国の方針	横浜市の基本方針
システムの所有から利用へ	<p><b>システム所有からサービス利用へ転換する</b> 可能な限りサービス利用型の契約とし、法改正対応等もバージョンアップで提供されるようにする</p>
標準準拠システムのカスタマイズは原則不可	<p><b>ノンカスタマイズでの標準準拠システムの利用を原則とし、業務見直し（BPR）を行う</b> 標準仕様に準拠したパッケージシステムを導入することを原則とし、やむを得ず構築が必要な機能は疎結合の関連システムとする</p>
ガバメントクラウドの活用を第一に検討	<p><b>ガバメントクラウド利用を原則として検討する</b> 標準化対象業務と共通機能はガバクラウド利用を原則とし、関連システムはコスト等を鑑み判断する</p>

# 本市における標準化対応方針の概要

## 標準化対応方針の概要

### ■ 移行パターンの方針

- 全業務一斉ではなく、「**業務単位で順次移行**」する

### ■ ガバメントクラウド利用の方針

- 各業務システムで利用するCSP（クラウドベンダー）や利用方式は、事業者からの提案をもとに調整・決定する。
- **ガバクラ利用に関する手続き方法は、まだ国から具体的な情報が公開されていないため、公開され次第整理する。**

### ■ エンドポイント（PC、プリンター等の端末）の方針

- 業務システム間で**端末の共用を可能**にする。
- 現行システムで利用している端末は、**可能な限り標準化後も使用する。**

### ■ 文字に関する方針

- 標準準拠システムが保持する氏名等の文字セットは、**原則として国が定める行政事務標準文字（MJ+）**を利用する。
- スマートフォンや外部システムとの連携時は、原則としてJIS X 0213:2012を使用するため、**文字への変換が必要**になる。

### ■ 住民宛名に関する方針

- 新しい住民宛名は、国が定義する15桁になるが、現行システムで使用している**個人コードをそのまま利用できるよう移行**する。

### ■ システム共通機能に関する方針

- 以下の機能は**共通システムとして導入**する。
  - 申請管理機能
  - 庁内データ連携機能
  - 団体内統合宛名機能
  - 統合収滞納管理機能（税業務内のみ共通化）

- 以下の機能は、令和7年度の共通システム導入は見送り、令和8年度以降の共通化を引き続き検討する（現時点では対応できる事業者がないため）。
  - 住登外者宛名管理機能
  - 統合収滞納管理機能（税以外の業務）
  - 職員認証機能

### ■ 移行過渡期の対応方針

- 「順次移行」を採用するため、**移行過渡期中の暫定的なデータ連携の仕組みを構築**する。
- 標準化「前」のシステム側（現行システム側）を改修することを基本方針とする。
- 但し、住民記録システムとのデータ連携は、全体への影響を鑑み変換を仲介する機能を構築する。